

協会だより

(社)秋田市建設業協会

目 次

- 1 . 定例会議
 役員会・企画委員会
- 2 . 行事報告
 中間監査
 除排雪安全祈願祭
- 3 . 部会の活動
 土木部会 講演会及び忘年会
 建築部会 会員研修視察
- 4 . 青年会の活動
 会員研修視察
- 5 . 道路除排雪事業への協力について
- 6 . 冬期災害を防止しよう

1. 定例会議

役員会 11月25日(火)

《報告》1. 委員会の委員長報告

企画委員長から委員会における協議内容等について報告があり了承されました。

なお、秋田駅前広場バス停留所への秋田杉ベンチの設置については引き続きまちづくり整備室と協議していくこととしました。

《議題》1. 安全祈願祭並びに新年会について

日時は平成21年1月13日(火)午後5時30分から、場所は秋田ビューホテルで開催することといたしました。

2. 秋田市長ほか新年のあいさつまわりについて

日時は1月6日(火)午前から協会三役、運営・企画・工務の各委員長で行うこととしました。

企画委員会 11月5日(水)

《議題》1. 安全祈願祭並びに新年会について

平成21年1月13日(金)午後5時30分から秋田ビューホテルで開催することを役員会に付議することといたしました。

2. ボランティア事業について

秋田駅前広場バス停留所への秋田杉ベンチの設置の件について都市整備部まちづくり整備室担当者と11月11日協議することとしました。

また、協議結果を11月25日の役員会に報告し設置の可否等について検討、協議・決定していただくこととしました。

2. 行事報告

《中間監査》

11月11日(火)協会役員室にて平成20年4月から平成20年9月30日までの収支について監査を古戸会計理事並びに事務局立会のもと監事の太田平八郎氏・加藤俊介氏・工藤堅裕氏・石黒望氏にお願いしました。その内容はいずれも適正である旨のご意見をいただきました。

《除排雪安全祈願祭》

11月17日(月)今冬の除排雪の安全祈願をするため、午後5時30分からシャインプラザ平安閣秋田において秋田市建設部次長・副理事(兼)道路維持課長・道路維持課ゆき担当副参事をお招きし、会員23名が参加し神事と懇親会を開催しました。

3 . 部会の活動

【土木部会】

講演会及び忘年会 11月25日(火)

濱乃家で30名が出席し親睦を深めました。

講演会の講師は秋田市議会議員菅原博文氏(まるさん)から「わが人生基礎工事進行中」の講演を聞きました。

【建築部会】

講習会 11月27日(木)・28日(金)

11名参加し1泊2日で大船渡市民文化会館・仙台泉プレミアムアウトレットを視察しました。

4 . 青年会の活動

会員研修視察 11月14日(金)・15日(土)

会員11名が参加し札幌駅前通地下歩行空間事業等を視察し、忘年会で親睦を深めました。

5 . 除排雪事業への協力について

今冬の除排雪事業につきましては秋田市、建設部との意見交換会や説明会も終了し担当される各社は準備が完了していると思いますが作業が安全・円滑に進むよう万全を期していただきたくお願い申し上げます。

また、担当されるオペレーターは事故の無いよう十分注意してください。

6 . 冬季災害を防止しよう

秋田労働基準監督署長より下記のとおり「年末における労働災害防止の徹底」及び「冬季災害防止」に係わる要請がありましたので、会員の皆様におかれましても災害の未然防止に万全を期すようお願いいたします。

冬季災害を

防止しよう!

積雪寒冷地に位置する秋田県では例年冬季間において、積雪や凍結による転倒、墜落、交通事故、雪崩、一酸化炭素中毒等による冬季特有の災害が多発しています。

このような労働災害を防止するためには、経営トップが率先して職場における安全衛生に対する意識や取組を再度確認し、自然環境に対応した労働災害防止対策を実施することが重要です。

各事業者は以下の労働災害防止対策を強化し、冬季労働災害を防止しましょう。

冬季災害防止 7つのポイント

- 1 通路、作業床の凍結、積雪による転倒災害防止
- 2 交通労働災害防止
- 3 雪下ろし作業における墜落災害等防止
- 4 作業場、倉庫等の倒壊防止
- 5 雪崩災害防止
- 6 重機等による除雪作業における巻き込まれ等災害防止
- 7 一酸化炭素中毒防止

1

通路、作業床の凍結、積雪による転倒災害防止

通路、作業面の除雪を励行し安全通路を確保する。
凍結した通路等には、融雪剤の活用等により凍結防止のための措置を行う。

2

交通労働災害防止

冬用タイヤについては磨耗状態を点検し、降雪前に早めに装着する。
無理のない走行計画により時間に余裕をもって運行し、速度は控えめに、安全車間距離は十分に確保する。

スリップ防止のため、急ハンドル、急ブレーキ、急発進は行わない。
橋の上やトンネル内、その出入口、日陰となっている道路等では凍結していることがあるので予め速度を落として走行する。

業務で社有車を使用する者（送迎用マイクロバス運転者等含む）について、交通安全教育を実施すると共に、定期健康診断の実施状況及び健康状態を確認し健康管理を行う。

「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく措置を実施する。（秋田労働局及び各労働基準監督署で配布しています。厚生労働省ホームページからも取得できます。）



3

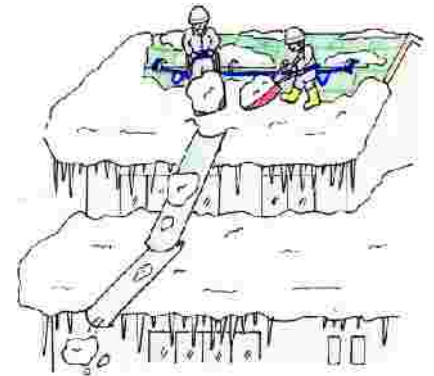
雪下ろし作業における墜落災害等防止

予め作業場所の積雪の状態、建築物の構造（屋根の材質、勾配、滑り止めの位置等）の状況を確認し、安全作業手順を定める。

高さ2メートル以上の墜落危険箇所での作業においては、手すりを設置するか、困難な場合は網の設置、安全帯の

■踏み抜き防止





4 作業場、倉庫等の倒壊防止

建物の構造、強度等を把握し、雪下ろしをする積雪の目安を定める。

定期的に積雪の状況、建物の変形の状況等を点検し、早めの雪下ろしを行う。

倒壊の危険がある建物については、立ち入り禁止措置を講ずる。



5 雪崩災害防止

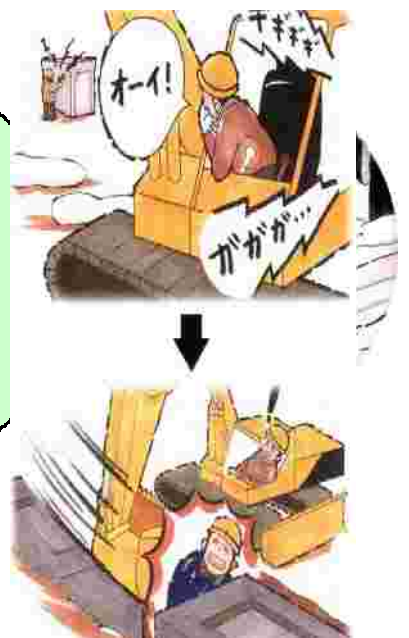
積雪のある山間部や斜面で作業を行う場合は、作業開始前に、雪崩発生危険について事前に調査を行う。

毎作業日ごとに気象情報を確認し、大雪や雨、気温の上昇等急激な天候の変化の直後には雪崩発生危険箇所で作業を行わない。

積雪面を十分点検し、雪崩の兆候を観察する。
雪崩の危険箇所には、立ち入り禁止措置を講ずる。

重機等により除雪作業を行う場合は、運行経路、作業方法等が示された作業計画を定める。

重機による除排雪を行う場所、雪捨て場等では、監視人の配置、バリケード等により関係者以外の立ち入りを禁止す





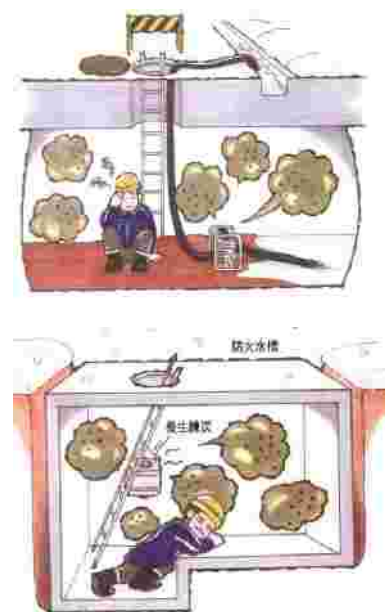
7 一酸化炭素中毒予防

自然換気が不十分な場所では、発電機、エンジンポンプ等の内燃機関や練炭コンロの使用は極力行わない。

コンクリートの保温養生等で、やむを得ず内燃機関、練炭コンロを使用する場合は、関係者への周知・教育、使用場所への危険表示、立ち入り禁止の表示をする。

内燃機関や練炭コンロを使用した内部に立ち入る場合は、換気を十分行うとともに、測定機器を準備し一酸化炭素濃度、酸素濃度を測定し安全を確認する。また、災害発生時等における二次災害防止のため、空気呼吸器、送気マスクを備える。

屋内で燃焼式暖房器具を使用する場合は、確実に換気を行う。



H20.10 作成